

沖縄における共有地の軍事化と女性

——接收された総有の軍用地から

桐山 節子*

本稿は、地域から浮き彫りにした戦後沖縄の再構成である。沖縄県国頭郡金武町くにがみぐんきんちょうには広大な米軍海兵隊演習場があり、地権者には日本政府から軍用地料という賃貸料が支払われている。そのような中、2002年12月、金武町金武区の女性たちは、コミュニティ内の男性世帯主だけに軍用地料が配分される仕組みの不平等性を訴えて裁判を起こした（金武杣山訴訟）。

本稿は近現代沖縄の歴史をふまえ、米軍基地・ジェンダー・入会地などをめぐって複雑な利害関係を抱え込まれた地域社会が、高額な軍用地料によって再編されてきたことを実証的に明らかにするだけでなく、女性を差別する家父長制、他出自出身者と地域コミュニティとの関係を捉え直す。それは、地域の社会構造と政治的傾向の解明によって差別の内実を明らかにしようとするものである。

キーワード：沖縄、基地、軍用地料、地域コミュニティ、女性運動

1. はじめに

1. 問題設定

本稿は、米軍海兵隊演習場が存する沖縄県国頭郡金武町を例に、戦後、基地の町となった地域社会を捉えるものである。町では、1990年代から2000年代始めに軍用地料（基地賃貸料）の配分をめぐる女性運動が起こり、2002年から金武杣山訴訟がたたかわれた。それは、コミュニティ内の男性世帯主のみに軍用地料が配分されている不当性を訴えたもので、利益構造から疎外されてきた女性たちが、入会団体（私的団体）を提訴したのである。

本稿では、裁判で被告となった入会団体の変容、提訴した女性グループと戦後転入してきた他出自出身者との関係を裁判に関わる資料とフィールドワーク等を基に考察する。この女性運動に着目することで、地域の社会構造と政治的傾向を解明し、差別の内実を検討する。

問題の背景には、沖縄の近現代史と戦後約80

年間広大な米軍基地が集中し¹、金武町にも総有の入会地が軍事基地とされていることがある。地域社会は軍事基地の出現によって複雑な利害関係を抱え込まれ、町には、軍用地料と性暴力被害について語らないという暗黙の了解がある。

さらに戦後、再編された共同体が、女性差別的であることに加え戦前には見られなかったよそ者に排他的な論理を持っていることを明らかにする。よそ者とされたのは、基地キャンプ・ハンセン門前の新開地と呼ばれる歓楽街で働く人々であった。同地で働く女性たちは、米軍専用の歓楽街において日常的に横行する暴力を、曖昧にする役割を果たしていた。だが、経済不況に入った1995年の沖縄米兵少女暴行事件で²、性暴力による人権侵害が問われた後、沖縄の女性たちは生活の場から基地被害、性暴力被害を問い直すことが際立つ。

このような状況から沖縄は、伝統的に家父長制的な社会であり、男尊女卑の慣習が根深く残る地域といわれてきた。だが、本稿では2つの論点を

* 同志社大学人文科学研究所嘱託研究員（社外）

重視することで、異なるアプローチから沖縄の軍用地の問題を捉えたい(桐山2019: 8-11・17)。1つは、家父長制が必ずしも固定的で普遍的な「伝統」ではなく、社会経済的秩序の転換において再構成されるという点である。イギリス支配下のインドの例を指摘するC・T・モーハンティー(Chandra Talpade Mohanty)の研究は、家父長制は自然的・確定的に存在するのではなく、経済的利益の変動に応じて変容しつつ、人々の社会関係を規定すると論じた(Mohanty 2003=2012: 90-1)。

さらに、1990年代における慣習をめぐるインドの複雑な状況は、経済のグローバル化だけでなくイギリスの植民地支配を抜きにして理解できないという栗屋利江によるインド近現代史の分析を参照すると、同時代の沖縄においても、米軍基地を維持しようとする日米両政府の政策と沖縄側からの抵抗の運動が「相互に作用した結果としてとらえなおすべき」ものと思われる(栗屋1998: 1-3)。本稿は、こうしたグローバルな論点を含む沖縄の地域社会の問題を国家的な枠組みでなく女性運動の視点から、軍用地料と政治的傾向に関わる運動が地域の生活に根ざした問いであることを考察する。

2つ目は、岡本恵徳が沖縄の共同体の価値観や思考のあり方を思想的なレベルで論じた議論である。共同体には、「自分たちを自分たちで支えない限り、生き抜くことをえない…ともに生きのびなければならないという意識」を含み、住民のあり方を規定するある種の規範が存していると論じる(岡本1970: 144-92)。その規範は、人間の日常的な意識と行動を規制する可変的なものであり、地域を主導する人々によって統制される。住民は暗黙のうちに従うことを強いられ、特にそれは女性差別が強い地域で、より強く女性にのしかかるのである。

2. 金武町と字金武の軍用地料問題

対象となる金武町は沖縄島のほぼ中央部に位置する(図1)。2020年当時、金武町の人口は10,806人、世帯数は4,657戸である。産業別就業者数をみ

ると、第1次産業が9.1%、第2次産業が17.7%、第3次産業が73.0%となっていた(『令和4年度版 第9号 統計きん』2022年)。1人当たりの市町村民所得は、沖縄県の111%であった(『令和4年度沖縄県市町村民経済計算(沖縄県市町村民所得)』令和7年4月公表、2022年)。金武町は、軍用地を含む金武、並里、伊芸、屋嘉と含まない中川の5行政区で³、町の軍用地は、米軍と自衛隊を合わせて55.6%に達し、軍用地料収入は町役場予算の24.7%である(『沖縄の米軍基地 令和6年5月』2024年)。キャンプ・ハンセンの駐留米軍人は6000-6500人で推移し、2007年から陸上自衛隊の共同使用となっている。本稿では1946年以前を旧金武村、1946年から1980年までを金武村とし、町制移行後は金武町と称する。

軍用地料をめぐる女性運動は、他出自男性と婚姻し世帯主ではない並里区と金武区の一部女子孫が、入会団体に会員資格の改正を求めたものである。並里区では、1990年代に入会団体の協議



図1 金武町位置図

出典：「令和4年度版 第9号 統計きん」2022年
(2024年11月25日取得)

で目的が達成されたが、金武区では1998年に署名行動に失敗した後、既述したように裁判がたたかれた(桐山 2019: 186-7)。

提訴に際し「人権を考えるウナイの会」(略称: ウナイの会、裁判後解散)が結成された⁴。ウナイの会は軍用地料をめぐる女性差別解消を目的とし、金武区に居住する女子孫約70名で結成された個人参加のグループである(訴訟の原告26人のうち、聞き取りできたのは15人。彼女らを原告グループと称する)。両区で中心となったのは、地域活動の役員経験者の3名で、自明のこととされている男女平等を生活の中で実現しようと行動した(桐山 2019: 7-8)。本稿は、区の境界が曖昧でありながら先に女性差別を解消した並里区を参照しつつ、金武区の女性運動を字金武の軍用地料問題と称して検討する。戦後の字金武は、金武区と並里区、並里区から分区した中川区を含むが、ここでは軍用地がある金武・並里区を字金武として扱う。

本稿は次のように構成される。Ⅱで先行研究の論点を整理し、Ⅲで基地の町と地域の概要を考察する。Ⅳでは歓楽街の変容を記述し、Ⅴでは入会団体と慣習を分析する。Ⅵでは再編され続ける地域と女性の立場を整理し今後の課題を記述する。

なお、聞き取りはすべて金武町で行ったもので、応答の記載は個人情報への配慮から氏名をイニシャルにした。

Ⅱ. 先行研究の検討

沖縄における米軍基地とジェンダー、軍用地料に関わる先行研究の多くは、総じて研究者の専門分野ごとに問題を切り分ける傾向があり、基地の町における10数年の女性運動として捉えられていないことを念頭に検討していく。

第1は、裁判の争点となった地域の慣習と女性の関係である。弁護士の前田史緒は「慣習が女性差別の温床である」とし、司法のジェンダー・バイアスを指摘する(前田 2009: 82-6)。民俗学研究者の波平エリ子は、「元来、金武区の杣山慣行では女子孫排除の規定は伝統的になかったが、戦後の

会則改変の過程で、トートーメー継承の慣行が住民を納得させるものとして会員規則に取り込まれ……現在、その見直しが模索される段階」と論じる(波平 2016: 539)。これらは原告の主張を肯定的に捉えるものであるが、地域社会が軍用地料という権益を堅持するために慣習を使い、他出自出身者への排他性を強めながら地域を再構成してきた側面に言及していない。問題の全容を明らかにするには不十分と思われる。

第2はジェンダーと安全保障の視点である。秋林こずえは、沖縄の米軍人による性暴力を「軍隊に内在する暴力が形となって表れたもの」と捉え、背景には軍事主義や経済格差などの問題があると述べる。1995年以降も被害者が沈黙を選ぶのは、女性を抑圧する家父長的な価値観や日米安保体制への影響を懸念する支配者層の対応により、被害者が沈黙を強いられていると論じる。他方で彼女は、日米地位協定の改定を求める県民の声は強まっているが、実効性のある見直しには至っておらず、住民の人権が尊重される安全保障に向けて疑義を提示する(秋林 2015: 149-164)。

第3は公共政策と財政の視点である。川瀬光義は、基地が所在する自治体における行政区(任意団体)の軍用地料収入は、『ミニ役場』的な機能になって……軍用地料は地域社会に浸透しているが、……地料は一種の‘掴み金’的なもの」で財政需要に応じての配分ではないため、財政力の向上に繋がらないと実態を憂慮する(川瀬 2013: 89-90)。

また、来間泰男は軍用地料が沖縄に与える影響を批判的に論じ、地料が「勤労に基づかない、棚ボタのカネ……このカネはひたすら軍事基地を維持したいという『積極意思』を育てている」と、入会団体が基地維持の利益構造を形成していることに苦言を呈する(来間 2012: 88-9; 桐山 2019: 14-15)。

上記、3分野の研究は、戦後に基地の町となった地域が軍用地料によって女性差別を再編・強化したことに触れず、地域社会の再構成を分析する視点も持たない。さらにウナイの会が、地料の獲

得と入会団体への参画を求めつつ、他方で町の基地被害抗議行動に参加していたことにも触れていない。

そこで第4の視点として、筆者は軍用地料を軸に基地とジェンダー、地域を論じた。これまで沖縄の基地と軍用地料の問題は、復帰頃から基地を容認し地料を欲する基地肯定派とその受取りを拒否し基地撤去を主張する反戦地主の二分法で議論され、軍用地料がはらむ利益構造の問題点は放置されてきた。ジェンダー研究では、反基地運動が男性主体であったことも影響し⁵、軍用地料をめぐる女性差別が既知であるにも関わらず問われてこなかった。それに対して筆者の研究は、家父長的に維持されている入会団体の変容を捉え直すことから、軍用地料が高額になるにつれ、再編されてきた地域の伝統といわれる慣習を明らかにし、地域社会の力関係を念頭に政治的論理を議論する道筋をつけた(桐山 2019: 285-8)。

本稿は、近年の入会団体の変容から基地の町の重層的な差別の動向を考察し、女性たちが地域の矛盾を問い続けていることを浮き彫りにする。軍用地料の配分のあり方を問う運動を、地域社会の歴史的変遷や女性運動との観点から論じた研究はこれまでにないもので、そこに本稿の独自性がある。

III. 基地の町と軍用地

1. 問題となった軍用地と権利

明治政府は近代税制度の確立に際し、民法に「各地方の慣習に従う」規定を盛り込んだ入会権を制定し、近代法と異質な集団所有(総有)の存在を認めた⁶(中尾英俊 2009: 14-6)。

沖縄県では、地租改正に当たる土地整理事業(1899-1903)の施行後、紆余曲折を経て、国有林となった杣山を県全体で約56%減らし、1906年に有償払い下げを実施した。支払完了後の1937年に杣山は旧金武村に編入された(金武町誌編纂委員会編 1983: 85)⁷。このような経緯で旧金武村の入会地は現在、軍用地料収入を得る財産となっ

ている。

復帰後、金武町は1982に「旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例」を制定した(以下、旧慣条例と称する)。主旨は、1906年当時、杣山の使用権を有し、国への支払いに参加した旧金武村部落民に対して、旧慣による使用権を認めるもので(以下、旧慣使用権と称する)、軍用地料の管理のため軍用地を有する4区に旧金武村民による部落民会の設立を義務づけた。

2. 土地接収と軍用地

金武町の軍用地は、沖縄戦の最中に接収されたことにはじまる。海兵隊の基地建設計画は朝鮮戦争後に通告を受け、戦争体験を経て地域の立て直しに尽力した村会議員、地主らを中心に議論され、「苦渋にみちた選択」の後、1961年に村面積の54%が基地キャンプ・ハンセンとなった(沖縄県金武町企画開発課編 1991: 23-33・153)。

背景には、アジア太平洋戦争で沖縄が捨て石とされ、対日講和条約締結後も米軍占領が継続されたことによる日本政府への不信感がある一方、米国の財政力に魅了された側面も窺われる(桐山 2019: 50・52-60)。そして島ぐるみ闘争の最中に、米軍は琉球政府を介さず、久志村辺野古と直接交渉し基地受入れとなったことから(NHK取材班 2011: 44-47)、金武村にも自力で復興を目指さざるをえない意識が存し、米国民政府の恫喝と懐柔に「強いられる協力を選択するほかない現実」に直面した諦め感も推測される(鳥山 2013: 196)。こうして、海兵隊演習場の受入れは誰もが支持する事実となっていく(図2)。なお、沖縄の米軍占領には、天皇メッセージが関係していたことが復帰後に明らかになった⁸。

3. 復帰と1995年の沖縄米兵少女暴行事件

沖縄はベトナム戦争と復帰運動を経て、1972年に施政権を返還されるに至った。だがこれは、米国のドル防衛とグローバルな米軍再編の一環といわれ、「沖縄の軍事基地を利用してアメリカが自由に行動できる」ことは何ら変わらなかった。そ

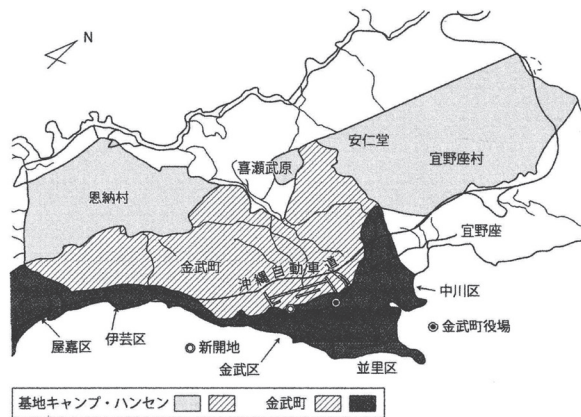


図2 金武町周辺と基地キャンプ・ハンセン

出典：拙著、2019『沖縄の基地と軍用地料問題——地域を問う女性たち』有志舎：53の図3による。キャンプ・ハンセンを示す地帯は『沖縄の米軍基地 令和6年5月』2024年（2024年11月23日取得）を参照した。

の上1970年代前半に本土から沖縄へ米軍基地の集中が進み、在日米軍専用施設面積は1972年に58.6%となっていたが、1975年に73.3%と拡大した（野添 2020: 202）。本土と沖縄における基地面積比率は、桐山（2019: 5）を参照されたい。

東アジアにおける米国のプレゼンスは、冷戦終結後も基本的に変化せず、米軍再編の度に「役割を再定義し、また日本政府もその駐留を求めて」資本のグローバル支配や軍事主義的政策が強化された（野添 2020: 201）。そして1995年の県民大会では、日米地位協定の早急な見直しが決議され、基地の一部返還の動きとなり、北部金武町などの軍用地料は他地域よりも増額された。だが、町では不況と長期のオフ・リミッツにより⁹、町民1人当たりの平均所得が1995年には101.5%と県平均を超えていたが、1996年には90.9%と低下し、平均以下の水準は2011年まで続き、軍用地料の受領有無が注目されていく（『令和4年度沖縄県市町村民経済計算（沖縄県市町村民所得）』令和7年4月公表、2022年）。

4. 軍用地料と基地維持

米国は1952年から軍用地料の支払いを開始し、

後に大幅な値上げが3回実施された。このように日本の米軍基地維持政策は、反基地運動の高まりの中で軍用地料を値上げしてきた『沖縄の米軍基地 令和6年5月』2024年）。政府は基地反対派に対して強権を行使せず、実質的な補償を上乗せし、反対感情を和らげる施策をとっており、地料の金額決定には政治的要因が含まれる（詳細は、桐山 2019: 60-70を参照）。

ケント・E・カルダー（Kent E. Calder）は、基地維持に高額な財政支出をする日本政府の対応を補償型政治と特徴付け、「補償とともに補償を正当化する手続きが必要」と論じた（Calder 2007=2008: 200）。それを担う沖縄防衛局は、旧防衛施設庁の流れを汲み、政府の最上層部に直結する機関として日米地位協定の下、米軍・自衛隊の「あらゆる問題に迅速に……対応できる独特な権限」を有し地域との調整役を担う（同上: 204-12）。基地維持に関わる代表的な民間団体は、沖縄県軍用地等地主会連合会（略称：土地連）である。土地連は軍用地主の代弁者的役割をもち、軍用地を抱える市町村と軍用地主会などと緊密なネットワークを形成する（桐山 2019: 71）。沖縄防衛局は微妙な調整役として民間団体と連携し、物心両面で地域社会が同意できる地元の権益を導き出すという。

ここで、ウナイの会会員らも参加した伊芸区の基地被害抗議をみてみよう。戦後、たびたび演習場からの流弾被害を受けてきた伊芸区民は、2003年に米軍の対テロ用「都市型」戦闘訓練施設が住宅街から300mの地区に建設されることに反対し、約3年に及ぶ抗議運動を展開した。伊芸区行政委員会は建設反対表明の後、基地キャンプ・ハンセン第1ゲート前で486日間の無言の早朝集会を継続し、金武町では県民集会も開催され、県知事、沖縄防衛局、在日米軍沖縄地域調整官などへ抗議と要請を実施した。

当時は米軍ヘリ墜落事故や辺野古問題があり、県は積極的な対応をせず、県民集会にこぎ着けても、県議会与党は「反基地的世論の盛り上がりを防ぐガス抜きの意図をもつ」(新崎 2005: 224)と地元新聞に公言していた。伊芸区は紆余曲折を経て、訓練施設を居住地域から奥に建設することで合意した。それは区長・区民の切実な諦めない行動が、政府・県の物心両面の現実的な対応を引き出させた結果といえる。

この運動で中心的な役割を担った区長経験者のIM②は「危険な事件・事故が断続的に起きている演習場をなくしてほしいのだ、基地の即時返還ではない」と述べた(IM②からの聞き取り 2018年1月16日)。つまり、運動は基地の有無ではなく、総じていかに安全で経済的に安定した生活を手に入れるかを問い、甚大な基地被害を予測し、日米両政府の方針変更を求めたのである。

また、町民は軍用地料の受領故に、基地に関わる国の方針をすべて受け入れるのではなく、問題によっては抗議運動を組織する。こうした状況には軍用地料の増額だけでなく、抗議の正当性を評価し、その上で交渉を進める対応が必須だ。これこそが補償型政治には欠かせない要素と思われる。

ところで、反基地運動の根には、米軍基地が沖縄に集中していることから生じる不公平感があり、1995年以来日米地位協定の見直しを求めている。さらに、県内の基地被害抗議集会では、軍用地料を得ているならば抗議を自重すべきという声

がたびたび聞かれるが、金武町でも同様だ(桐山 2019: 243-244)。その声は復帰時に、「土地連が基地容認に転じてからの傾向という(『都市型訓練危険性を訴え』『琉球新報』2005年7月23日)。

5. 地域の拠点——区と入会団体

各区の部落民会は後に名称変更し、現在、金武入会権者会・並里財産管理会・伊芸財産保全会・屋嘉財産管理会となっている(すべて私的団体)。毎年、町役場は4団体に軍用地料を2分の1配分し(表1)、その後、入会団体は区と予算協議し、補助金を区に拠出する(以下、各入会団体名は区名に入会団体をつけて表記する)。

金武町の行政区はすべて任意団体で、区の議決機関は行政委員会である。業務は区によって異なる部分もあるが、役場から委託を受けた一部の行政サービス、自治会、祭祀・伝統的な芸能、区内の問題解決などで区費と自治会費を徴収しない。金武・伊芸・屋嘉区の財源は、独自の財産収入、入会団体からの補助金と町役場からの事務委託費であり、区予算に占める補助金額は団体によって異なる(桐山 2019: 136-43)。ただし、並里区は区有地からの軍用地料を基に運営され、入会団体からの財政補助を受けない。補助金をめぐる入会団体と区をみると、両者の力関係は財源を持つ方にあり、区の運営は、ときに入会団体の対応に左右される場合も考えられる。そして、町役場はその関係に関与できない。

基地被害抗議では、既述した伊芸区のように、区行政委員会・区議会や金武町議会が区民からの意見を集約する場となり、行動の諸経費は区予算と町民カンパなどで賄い、地区の拠点を担う。区は行政サービスを補完する「ミニ役場的」な面だけではないのである。

このように、軍用地料は町役場、区と入会団体が地区に密着した地域づくりを可能にする重要な財源である。区と入会団体はこの独自財源を背景に、ときに地区の規範を規定する社会的な権力を有する。

表1 「旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例」に関わる分収金配分の推移(1985年～2020年)

年/区分	金武町軍用地地主会への分担金	分収金 (町役場分)	金武 入会権者会	並里 財産管理会	伊芸 財産保全会	屋嘉 財産管理会	負担金、補助金 及び交付金合計
町役場からの 配分率	8/100	1/2	1/2				
1985	3,176	397,485	150,960	104,873	106,415	35,235	798,144
1990	1,884	491,017	186,062	129,686	131,247	44,022	983,918
1995	3,764	633,599	238,885	166,938	168,808	58,968	1,270,962
2000	4,594	782,625	295,667	205,637	208,934	72,387	1,569,844
2005	5,305	862,958	329,524	221,078	233,315	79,041	1,731,221
2010	6,892	903,254	345,000	230,995	244,223	83,036	1,813,400
2015	7,030	971,718	371,809	247,500	261,848	90,561	1,950,466
2020	7,446	1,018,551	392,694	258,828	274,257	92,772	2,037,102

出典:金武町一般会計当初予算:総務費から抜粋(金武町役場総務課と企画課から、2018年1月16日から2025年1月28日)。(単位 千円)

IV. 基地と歓楽街

1. 歓楽街の変容

沖縄では本土同様1946年に公娼制が廃止された。米軍人用歓楽街は、1950年に沖縄民政府が、米兵に提供する特殊慰安施設の設置を米国民政府に要請した頃からである。後に、米国民政府は新Aサイン制度を施行し(1963)、歓楽街は中部地区を中心に米軍人専用の休養回復の場所としてドル稼ぎの主要産業となった。

金武村では、基地が完成した頃、第1ゲート前に米軍人用の新開地が区画され、農村地帯がネオン街に変貌した(桐山 2019:102-3)。移民経験や新開地での営業経験を持つGS(1936年生)は、新開地が米軍専用の遊興地区として政府と地主らによって計画され、地区に暴力事件が多かったこと、なかでも離島から出稼ぎに来た女性従業者への性暴力は「公表されているのは氷山の一角で、当事者や地域の人々は隠し通すことに懸命だった」と事件の多さを語った(GSからの聞き取り 2015年2月10日)。

新開地の自営業者は村役場の協力を得ながら、米軍と友好的な関係を維持し、多くの成功者を輩出した。彼らと女性従業者は基地労働者らと同

様、占領下における様々な差別と抑圧の下、基地維持に関係する軍人・労働者らの消費に依存してきた人々でもある。米軍はオフ・リミッツの発令と解除、コンディショングリーンを巧みに使い分け、性病感染の蔓延防止だけでなく、Aサイン業者の営業や地域経済を牽引する役割と住民の反米感情・行動を抑圧する施策を実施した(注9参照)。

この地区の最盛期はベトナム戦争の頃で、復帰後に不景気となったが、1980年代には低賃金の外国籍女性が多数就業したことで持ち直した。1995年の沖縄米兵少女暴行事件以後は廃業・休業が増加し、政府と県・町役場は観光スポット育成に向け新開地振興計画に予算措置したが、他地域との競争が激しい。

2. 女性従業者の立場

新開地は、地域のドル稼ぎの拠点であると同時に¹⁰、米兵たちの傍若無人な性行動をある意味で容認されていた地区である。秋林こずえは、歓楽街を「軍隊に性暴力はつきものという考えから地域社会が対策として基地周辺に性産業を設置し……性暴力を受ける女性たちと性暴力からは守られるべき女性たちという女性間の分断」を表象する場と論じた(秋林 2014: 61)。新開地の女性従業

者は前者である。彼女らは主に離島から呼び寄せで基地周辺に集住し、レイプやDV被害を受けた人々も吸収され、クラブ・キャバレーなどで就業したが、仕事は皿洗いはじめ何でもこなしたという。だが、後に自営業に転じた女性たちでさえ地元民からは、「寄留民のくせに」と見下されながら送金・貯蓄に励んだ（GK①からの聞き取り 2015年10月14日）。復帰前に琉球政府が実施した管理売春の実態調査によると、金武町の数は一上位にあったが、実数はそれよりも多いとみられる（琉球政府法務局調査 1978: 775・786）。

次に復帰後における性産業分野をみると、金武町の女性従業者はより高賃金的那覇や本土へ移動し、1970年代後半にその後を埋めたのは、ブローカーの斡旋を受けて就業する外国籍女性であった。ここでは彼女らと地元民がどのような関係にあったかをみてみよう。

まず、新開地の就業時間は午後から夜中までであり、両者の交流は困難だ。外国籍女性を含む女性従業者は、生活上の買い物を新開地区内の個人商店を利用し、なかでも外国籍の女性により安価で英語表記の商品を求める傾向から米軍基地内での購入を優先し、結局、地元商店街の利用は皆無だ。地域活動も彼女らの参加はなく、原告グループとは生活圏が異なる。彼女らはグローバルに展開する軍事基地と性観光業を結びつける「売春斡旋業者の国際化」に組み込まれた人々といえよう（Mies 1986=1997: 208）。

そして、多くの地元民は米軍人専用の歓楽街のことを語らない傾向がある。彼女らは観光ビザだけでなく労働ビザでも入国していたが、頻繁に転出入を繰り返し、経済的な階層分けによる差別的な対応の中で就業していたという。マリア・ミース（Maria Mies）は「東南アジアの女性が大々的な規模で最初に売春婦にされたのは、ベトナム戦争と太平洋地域にアメリカの空海軍基地が設置された状況においてであった」と論じるが（Mies 1986=1997: 210）、沖縄はその市場となっていたのだ。

ブローカーを通じて外国籍女性を雇用した自営

業者は、「手続き費用などを1人分一括払いするとすべてやってくれて面倒なことはなく、英語で接客もでき都合が良かった」と述べた（KNからの聞き取り 2015年1月13日・15日）。だが、1983年の火災事件で、彼女らのアパートが屋外から施錠されていた生活実態が明らかになり、復帰後も管理売春的な状況が続いていたことが判明した（「比国女性2人死ぬ」『琉球新報』1983年11月12日）。彼女らの相談事業を定期的に行っていたシスターによると、その後も居住環境は変わらなかったという（桐山 2019: 120）。そして1995年以後、彼女らは急速に撤退していった。

3. ウナイの会と女性従業者

裁判がはじまった頃は、新開地の女性従業者がいなくなった時期と重なる。ウナイの会と彼女らの関係をみると、女性従業者らは地元民と異なる生活圏にあり、米軍人から多くの性暴力を受けたが、そうした被害は地元女性も受け、町ではそのすべてに口をつぐんできた。女性従業者らが、地域から楯とされ露骨に差別される存在でありながら、彼女らの被害はひたすら隠されたが故に、同じ被害を受けた経験を地元女性たちも語ることが難しかったと思われる。

また、復帰後も米軍には占領意識が残っており、その上日本政府にも米国に対して顧慮する対応がみられ、性暴力被害を告発することが難しかったのではないかと。町の性暴力被害をめぐる女性たちからは、平井和子が論じる「女性たちは分断されているが故に、自分たちが軍事化を支えさせられてきた共通経験に気がつかない」側面が浮かび上がる（平井 2014: 222）。

他方、区内には基地維持によって増加した他出自男性への差別も潜在しており、軍用地料が高額になるにつれ、旧金武区民女性を介して彼らに入会団体の軍用地料が渡らぬようにする傾向が強まったと考えられる。だが、1995年以後に女性従業者がいなくなったことから、働く他出自出身世帯主が、金武区世帯の約7割にまで増加した（表2）。こうした区内の男性間、女性間の重層的な差

表 2 金武町：入会団体の会則改正による変容

事項／入会団体	金武入会権者会	並里財産管理会	屋嘉財産管理会	伊芸財産保全会
設立年	1956	1982	1989	1986
当初の会員比率	約54	73.0	66.5	86.4
当初の会則 ①居住開始要件 ②会員資格	① 1906年 杣山払い下げ当時の部落民で住所を有した者 ② 男子孫の世帯主	① 1946年時点で並里区に本籍を有した者 ② 子孫の世帯主	① 1906年 杣山払い下げ当時本籍又は居住し、杣山の使用権を有していた者 ② 男子孫の世帯主	① 1937年 杣山払い下げ代金完納時の部落民 ② 子孫の世帯全員
③ ④の会則改正前年の会員比率	30.8 (2005)	82.3 (1990)	45.9 (2005)	71.1 (2000)
④女子孫の処遇改善に関する変更点とその年	子孫の世帯主に2006	世帯主に関係なくすべての子孫が会員に1991	男子孫を年齢満20歳以上の世帯主に2007	子孫の世帯主に2001
すべての女子孫が会員資格を得た変更点とその年	世帯主の解釈2022	変更なし	世帯主の解釈2023	世帯主を削除→世帯の代表者2024
2023年の会員比率	50.7	73.9	35.4	75.0
区事務所への補助金	あり	なし	あり	あり
団体役員の女性数(2024年5月)	2/12	1/8	0/5	0/8

注：会員比率とは、会員数／区世帯数から算出した（％）。

出典：①区事務所への補助金と入会団体の会員世帯数は聞き取り（2017年7月25日から2025年1月30日）②区人口と世帯数は「令和4年度版 第9号 統計さん」2022年（2024年11月25日取得）。①と②により作成。

別構造の中で、新開地の女性従業者への差別意識を持っていた原告グループへの抑圧を成立させるには、働くよそ者、特に女性従業者が存在し続ける必要があったと推測される。

とはいえ、原告グループの幾人かは、1995年の沖縄米兵少女暴行事件の被害者をかばい通した人々と思われ、新開地女性に関する問いを含め性暴力被害に曖昧な表情で口をつぐむ。女性自営業者KNや旧金武区民男性GSらは、みんなよく働き互いにかばい合ってきたという。こうしたことから、町には性暴力被害を告発という点では一致できる複雑なつながりがあるように見える。

V. 女性を抑圧する慣習と地域

1. 金武入会団体会則の変容と裁判 (桐山 2019: 201-7)

金武入会団体の軍用地は、所有形態別でみると字有地と町有地である。両者の軍用地料は当初区

で管理していたが、字有地部分は1956年に区から分離し、金武共有権者会が設立され、後に金武入会権者会と名称変更し2000年まで続く。会則は明治民法下の1956年に作成され、会員資格は1957年の新民法以後も一貫して旧慣使用権を有する男子孫の世帯主であり、女子孫が会員資格を代行する場合は位牌継承が含まれた（金武入会権者会議事録 1986：1-9と2013年2月5・6日にNM①からの資料提供）。そして居住開始時期は曖昧であった。

町有地部分は、旧慣条例に則り金武部落民会が設立され、会員資格は1906年に旧慣使用権を有する子孫の世帯主とされていたが、実際の運用は男子孫の世帯主となっていた。金武入会権者会と金武部落民会は2000年11月に合併し、名称は金武部落民会を採用した。会員資格は旧慣使用権を持ち、現に金武区に居住する男子孫の世帯主で、居住開始時期を1906年とした。居住範囲は、当初金武区と並里区となっていたが、狭められ金武区

と記載され、女子孫と位牌継承の関係は継続された(金武入会団体からの資料 2013年2月5日)。合併の理由は「体質が全く同じ」であり、事務経費の節減のためともいう「金武部落民会会長の談話」『沖縄タイムス』2003年12月18日)。

居住開始時期を1906年に遡ったことは、「他出自出身者に入会団体の財産が渡らぬようにするためだったろう」とNM⑤は述べる(50代後半のNM⑤の聞き取り 2013年2月6日)。戦後金武町へ転入した人々は1906年の設定を不公平だと指摘する。

金武杣山訴訟は、入会権で扱う財産権が慣習として世帯主である男子孫に限られるとする金武入会団体(被告)と、旧慣使用権を持つ世帯主ではない女子孫にも、同等な資格があると主張するウナイの会(原告)の争いとなった。加えて、ウナイの会は正会員資格を取得し、団体の運営に参画することを求めた。

判決は1審で男子孫が違法とされ、原告が勝訴し、2審の福岡高裁では世帯主を合法とし、入会権は「地方の慣習に根ざした権利であるから、そのような慣習が……なお存続している時はこれを最大限尊重すべき」とされ入会団体(被告)が勝訴した。2006年3月の最高裁判決も同様であった(福岡高裁2004年9月7日判決言渡:29)。

勝訴した金武入会団体は1審の敗訴を受け、2006年5月の総会で会員資格を男子孫から子孫の世帯主へ改正した。それは理事長NS③の奔走によるもので、居住区域は並里区も含むことに戻された。ウナイの会は敗訴し、女性差別は根本的には解消されなかった。

2. 軍用地料から女性を除外する構図

入会団体は、父系嫡男相続制など「慣習をかたくなに守ってきた」と記したが(「金武部落民会会長の談話」2003年12月18日)、沖縄のそうした慣習は17世紀頃から徐々に拡大し、明治民法(1898)に基づく制度が、門中制と「摩擦を起こさない形」で入り1903年以後拡がった(桐山 2019: 29)。

ところが占領下の沖縄では、財産を「『女性が相続すると祟りがおこる』とする言説がより影響力をもつ」という、家父長制の再編がなされた(澤田 2016: 506)。背景には、1952年に明治民法下で軍用地料が地主等に支払われ、戦傷病者戦没者遺族等援護法により戦争未亡人など女性に遺族年金が支給されるようになったことを基にした新民法の施行がある。新民法は祭祀継承と財産相続を分けたが、沖縄では家督と財産が付随する祭祀継承を長男優先で男子が継承する慣習が地域の中で途切れなかった。「法規範が沖縄の慣習の前では無力だったことが原因」と論じられるが(波平 2016: 536)、言い換えればそれは、女性の経済力向上を阻み、地域や生活の中で男性優位に固執する力が強かったといえよう。軍用地料をめぐる女子孫差別はこのことに大きく関わる。

3. ウナイの会と自己決定

金武区で旧慣使用権を持つ女子孫は(当時、金武区全世帯の6%)、2000年の会則改正を契機に、男子孫の軍用地料配分が短期間で増額されたことから、2002年夏にウナイの会を設立し12月に提訴した。会は町外の政党や諸団体らの援助を受けず、裁判の結果に関わらず、この地で生きることを決意した女性たちである(桐山 2019: 218)。

とはいえ提訴後、県内外の弁護士や女性史研究者らが名乗り出て支援者となった。女性たちの要求は慣習の見直しを迫るもので、「女性の権利は黙っていては掴めない」と婦人会など地区組織では出来ない運動を個人主体のグループで行った(婦人会会長経験者KSからの聞き取り 2014年8月9日)。

彼女らは、働き続ける中で得た自信を基に、区内の村八分的な状況など忍耐を強いられる中、1995年の沖縄米兵少女暴行事件を経て高まった、地域運営を男性だけに任せておけないという気運を行動に移した。さらに原告らの多くが高齢期にさしかかり、退職したり配偶者が死亡したりするほか、共働きを続けてもおゆとりのない生活であったことがある(桐山 2019: 229)。

4. 慣習を見直す入会団体

金武町の金武・屋嘉・伊芸入会団体は、2022年4月から2024年1月までに、会員資格のうち世帯主の解釈を変更した(表2)。これにより、旧慣使用权を持つ旧金武・屋嘉・伊芸区民の子孫である男性と女性は、世帯主であるかどうかに関わらず、各入会団体の会員資格が得られることになった。その理由の共通項は、裁判係争中は「金目の問題」といわれたが、現在はジェンダー問題と認識されつつあるという。では、なぜこの時期に女性の権利に敏感になったのかについて、課題の整理をしたい。

金武入会団体は、2022年に規則を改正し、「その家の家族の意向で決定した代表者を世帯主と認める」とした。会員申請年齢は満20歳から25歳に引き上げられたが、これは財政上の負担軽減策と思われる。団体は、「裁判で勝訴したので、このままでも良いのだが、時代とともに社会環境が変化していることを踏まえ……慣習を見直し……先祖から受け継いだ財産を未来永劫守っていかなければならない。集中的に議論したのはこの2年位」という(金武入会団体からの資料提供と聞き取り 2022年11月9日)。

その後、2024年に設立以来はじめて女性理事2名が誕生した。選出方法は立候補制ではなく、推薦を得て総会で決定する。原告グループは、裁判後の総会で、時折女子孫差別の撤廃について発言していたが(桐山 2019: 229)、ウナイの会を応援していた女性によると、運動を継承し女子孫差別をなくそうとしたグループがあったという(GKからの聞き取り 2022年11月10日)。つまり、「諦めずに声を上げ続けた女性や、改革の必要性を訴えた男性がいたから見直されたのだ」(「権利求めた言葉の重さ」『沖縄タイムス』2022年10月21日)。

改正に関して町内には、金武入会団体が再び提訴されたら対応できる組織体力があるのだろうかという声がある。規則の見直しは入会団体の結束を強める要素があり、高齢化が進み組織強化の難しさがある中で、女性理事の誕生は体制強化の力

として期待されるだろう。変化した要因は他にもあると推測され、今後も調査を続ける。

屋嘉入会団体では、2007年に会員資格の男子孫を「年齢満20歳以上」と改正されたが、世帯主ではない女子孫は一代限りとされた。それが2023年の見直しで、性別と世帯主かどうかを問わず、すべての子孫が会員となった。また、屋嘉区と金武区では、死亡した会員の配偶者が一代限りの会員となり、軍用地料受領の資格が認められた。改正に至った背景には、「入会権は相続と違い、居住条件があるので必ずしも子どもに繋がっていかない……他出自の転入者が多くなる傾向が続いている」ことがあり、会則は「時代の流れ、空気に沿っていく」という(屋嘉財産管理会の聞き取り 2024年8月28日)。

また、会の運営に影響を及ぼす会長の強い勧めから、女性理事が誕生したことも重要だ(理事は5名で立候補制)。それは団体設立以来はじめてのことで、彼女は2019年に女子孫の権利獲得を求める明確な目的を持ち、2023年の改正後に理事を降した。その理由は団体の目的が「地域のため」というより、軍用地料の管理・運営であることから、地料の用途に特段異議がないからだという。女性役員は、並里区と伊芸区で時折選出されるが、金武や屋嘉では前例がなかった。

伊芸入会団体の会員資格は1937年から本籍を有し生活する者の子孫である。会員は他団体と異なり、1998年まで阻害賠償金(軍用地料のこと)の算定は、年齢・性別に関係なく旧区民全員の世帯に対する定額部分の均等割(世帯別)と家族の人数分が加算される人頭割(家族割)から構成されていた¹⁾。1998年以降の会員資格は世帯主となり、阻害賠償金は定額制のみとなった。2001年には総会などの議論を経て、会員資格は子孫の世帯主と改正された。この動きは字金武の軍用地料問題に呼応するものと思われ、当時、伊芸区では女子孫が世帯主となる傾向が生じはじめたという。その後も改正を繰り返し、2024年に会員資格における世帯主の字句は「会員家族を代表する者」と見直され消えた。

背景には、「会員の半分は女性で、子どもの数は増加中」であること、「評議員は立候補制でずっとやってきているが、近年は8名のうち2名が女性という時期もあった。女性をないがしろにできない」と女性からの提案を受け入れたとする（伊芸財産保全会からの聞き取りと資料提供、2024年3月6日・9月26日）。このように伊芸区にも世帯主の規定に違和感を持つ女性たちが存した。なお、町内の地域婦人会は、金武・伊芸・中川区は現在も活動中で、屋嘉・並里区は休止中であるが、近年、女性の金武町議会議員は1名から2名となった。

以上から、金武山訴訟の運動は裁判後も町内で継承されてきたことがわかった。そして、2点の課題が提示された。まず金武町のこうした女性の人権拡大傾向は、さらなる家父長制の変容を促すか、それは新開地の変化と関係するか。次に女性の政治的参画が、基地被害抗議や米軍人による性暴力被害への対応を変えるかである。

VI. おわりに ——生活問題を問う女性たち

金武町が海兵隊基地を受け入れた状況は複雑である。地域を主導する人々は諦め感を持ちつつも、一面積極的に動き、新開地を造成し、地域経済の立て直しと軍用地料の利益構造を形成してきた。その維持には、町役場、区と入会団体を構成する地域有力者らが、区を拠点に地域秩序をコントロールしつつ変化させ、戦前にはみられなかった他出自出身者への排他的な対応と家父長制による女性差別を再編・強化してきた側面がみられる。

それは、軍用地料を介して日米両政府による基地維持政策を支持する従属的な立場にみえるが、一括りにできない多様な立場がある。ウナイの会が地域を問うた訴訟、その後の入会団体の変化の様相は、こうした複雑な関係性を反映している。

またウナイの会は、軍用地料獲得という反基地運動と一見共存しないような立場の運動をたたきつつ、町の基地被害抗議行動にも参加していた。それ故に、地域内の利害を超えて安全で安心

な生活の追求を発言できたのだろう。

この論点こそが、1995年以降にあらわれ軍用地料をめぐる運動が、女性史の中で引き継いだ課題と位置づけられる。それは金武町における政治的傾向の一つである、基地維持により軍用地料の権益を手放さず、基地被害に対して異議申し立てする姿勢に似ている。だが、その立場は演習場がある限り被害に抗議し続けねばならない。

そして、金武区的女子孫が1990年代末に軍用地料の獲得に立ち上がった背景には、1995年の沖縄米兵少女暴行事件や不況から地域経済が落ち込み、彼女たちも差別意識を持っていた外国籍の女性従業員がいなくなったという地域社会の変化もあるだろう。

以上のように、金武町の軍用地料をめぐる家父長制の強まりは、沖縄の後進性のあらわれとはいえず、基地維持政策と1990年代から本格化した経済のグローバル化という大きな社会変動が、相互に作用し、再編され続ける問題だ。

本稿は、軍用地料問題が基地を抱える地域の問題であることを導き出した。今後の課題は、近年変化してきた入会団体と地域社会が、生活に根ざした家父長的な女性差別の解消に向けてさらに変容するかを問い、性暴力被害は女性への人権侵害という立場から、出自や職業を問わず抗議の連帯が進むかを検討することである。それは再構成され続ける地域の知見を得ることにつながるだろう。

注

- 1 本稿で使用する沖縄とは、主として現在の沖縄県を指す。
- 2 沖縄米兵少女暴行事件は、1995年9月4日に北部地域で発生したキャンプ・ハンセンに駐留する米兵3名による拉致・強姦事件。被害者は12歳の少女である。この事件は、沖縄で復帰以後蓄積していた米軍人による性暴力被害への抗議や反基地感情を一気に激化させた。その結果、日米安保体制への影響を懸念した政府・メディア等からのバッシングに、沖縄が曝され続ける起点ともなった。

- 3 本稿は軍用地を持たない中川区に言及しない。
- 4 ウナイは沖縄^{ウチナーグチ}口で女姉妹。女・男子孫は1906年4月に旧金武村に居住していた男子孫の子孫。
- 5 沖縄の反基地運動は、アジア太平洋戦争末期以降の在沖米軍基地をめぐる諸問題に抗議する運動を指し、特に基地被害は民有地内に多くの米軍基地が存することから基地反対運動の大きな原因になっている(前田哲男ほか 2013: 66)。
- 6 入会権の主な性質は、①各地方の慣習に従う ②一定の部落に住むものがもつ権利 ③世帯がもつ権利 ④相続されない ⑤他人にゆずることができないである(中尾 2009: 14-6・34-36)。
- 7 琉球王府期に杣山と称された入会地は、王府の需要に応じて木材などを納めるが、日常の管理は地元任せられ、利用は無償であった。
- 8 天皇メッセージとは、「天皇は米国が沖縄、その他の琉球諸島に対する軍事占領を継続するよう希望しています」と、宮内庁御用掛寺崎英成を通じて、昭和天皇がGHQに沖縄の切り捨て容認の意向を伝えたことである(山極晃ほか 1990: 579-80)。
- 9 オフ・リミッツは、米軍当局が軍人・軍属・家族に対し、一定の民間施設の立入を禁止(制限)すること。コンディショングリーンとは「高等弁務官名で、米軍人・軍属らに外出禁止令を命じた特別警戒警戒」。主に、治安や衛生上の理由から発令される(以上は、沖縄市企画部平和文化振興課 1999: 282・284)。米軍は、1953年頃米軍人・軍属の健康のため厳しい風俗営業施設許可基準を設け、その基準に合格したバー・キャバレー・クラブ・飲食店・原料店に営業の許可を与え、米軍、軍属の出入りを許した。Aサインとはこの「許可」(approve)の頭文字Aを取ったもの(那覇市総務部女性室編 2001: 287)。
- 10 1980年代における金武町の収益は「軍用地料が18億円、社交業組合関係の収入が30-40億円。町の予算が40-50億円」となっていた(喜久村準ほか 1989: 105)。
- 11 沖縄の人頭税は、琉球王府が17世紀初めに課した税制度で1903年に廃止された。伊芸入会団体の人頭税廃止には、世帯人数による配分金額の差が目立ち不公平感が指摘されたという。

参考文献

- Calder, E. Kent. 2007. *Embattled Garrisons Comparative Base Politics and American Globalism*, Princeton University Press (武井楊一訳, 2008, 『米軍再編の政治学——駐留米軍と海外基地のゆくえ』日本経済新聞出版社)。
- Mies, Maria. 1986. *Patriarchy and Accumulation on a World Scale*, Zed Books Ltd. (奥田暁子訳, 1997, 『国際分業と女性——進行する主婦化』日本経済評論社)。
- Mohanty, Talpade Chandra. 2003. *Feminism Without Borders*, Duke University Press. (堀田碧監訳／菊池恵子・吉原令子・我妻もえ子訳, 2012, 『境界なきフェミニズム』法政大学出版局)。
- 秋林こずえ, 2014, 「ジェンダーの視点と脱植民地の視点から考える安全保障——軍事主義を許さない国際女性ネットワーク」『平和研究』(日本平和学会)第43号: 51-68。
- . 2015, 「法による暴力と人権の侵害」島袋純・阿部浩己編『沖縄が問う日本の安全保障』岩波書店。
- 新崎盛暉, 2005, 『沖縄現代史 新版』岩波書店〈岩波新書〉。
- 栗屋利江, 1998, 『世界史リブレット038 ——イギリス支配とインド社会』山川出版社。
- NHK取材班, 2011, 『基地はなぜ沖縄に集中しているのか』NHK出版。
- 岡本恵徳, 1970, 「水平軸の発想」谷川健一編『沖縄の思想 叢書わが沖縄第6巻』木耳社。
- 沖縄県金武町企画開発課編, 1991, 『金武町と基地』沖縄県金武町。
- 沖縄市企画部平和文化振興課, 1999, 『米国が見たコザ暴動』沖縄市役所 ゆい出版。
- 『沖縄の米軍基地 令和6年5月』2024年(2024年11月23日取得), <https://www.pref.okinawa.jp/heiwaki-chi/kichi/1017273/1017274/1025057/1029383.html> 「権利求めた言葉の重さ」『沖縄タイムス』日刊25面, 2022年10月21日。
- 川瀬光義, 2013, 『基地維持政策と財政』日本経済評論社。
- 喜久村準ほか, 1989, 『どこへ行く、基地・沖縄』高文研。
- 桐山節子, 2019, 『沖縄の基地と軍用地料問題——地域を問う女性たち』有志舎。
- 金武入会権者会議事録, 1984, 「金武共有権者会沿革誌」。
- 金武町誌編纂委員会編, 1983, 『金武町誌』金武町役場。
- 「金武部落民会会長の談話」『沖縄タイムス』朝刊5

- 面, 2003年12月18日.
- 来間泰男, 2012, 『沖縄の米軍基地と軍用地料』榕樹書林.
- 澤田佳世, 2016, 「『家族計画』と女たち」沖縄県教育庁文化財課史料編集班編『沖縄県史 各論編8 女性史』沖縄県教育委員会.
- 「都市型訓練危険性を訴え」『琉球新報』朝刊 31面, 2005年7月23日.
- 鳥山淳, 2013, 『沖縄/基地社会の起源と相克——1945-1956』勁草書房.
- 中尾英俊, 2009, 『入会権——その本質と現代的課題』勁草書房.
- 那覇市総務部女性室編, 2001, 『なは・女のあしあと——那覇女性史(戦後編)』琉球新報社事業局出版部.
- 波平エリ子, 2016, 「トートメー継承と女性」沖縄県教育庁文化財課史料編集班編『沖縄県史 各論編8 女性史』沖縄県教育委員会.
- 野添文彬, 2020, 『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館.
- 原田史緒, 2009, 「沖縄・金武入会権訴訟」第二東京弁護士会 両性の平等に関する委員会 司法におけるジェンダー問題諮問会議編『事例で学ぶ——司法におけるジェンダー・バイアス【改訂版】』明石書店.
- 「比国女性2人死ぬ」『琉球新報』夕刊 5面, 1983年11月12日.
- 平井和子, 2014, 『日本占領とジェンダー——米軍・売買春と日本女性たち』有志舎.
- 福岡高裁, 平成16年(ホ)第16号 地位確認請求控訴事件(原審・那覇地方裁判所平成14(ワ)第1195号), 平成16年9月7日判決言渡.
- 山極晃ほか, 1990, 沖縄公文書館「USCAR文書 天皇メッセージ」資料コード0000017550, 「資料203 駐日政治顧問部 W・J・シーボルトから国務長官あて」『資料日本占領1 天皇制』大月書店.
- 『令和4年度沖縄県市町村民経済計算(沖縄県市町村民所得)』令和7年4月公表、2022年(2025年6月2日取得), https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/long-term/longterm_index.html#8
- 「令和4年度版 第9号 統計きん」2022年(2024年11月25日取得), <https://www.town.kin.okinawa.jp/material/files/group/3/toukeir4.pdf>
- 琉球政府法務局調査, 1978, 「沖縄における売春の実態調査」市川房枝編『日本婦人問題資料集成 第1巻 人権』ドメス出版.

掲載決定日：2025年5月13日

Abstract

Women and the Militarization of Common Land in Okinawa: From the Requisition of Collectively-Owned Land for Military Use

Setsuko Kiriya*

This paper examines issues concerning Camp Hansen lease payments and military bases in Okinawa since 1945 from the perspective of the local women's movement. It aims to understand the political and economic problems of women who live in the military town of Kin-cho, the focus of this case-study, and how their human rights are impacted. In particular, this paper examines the role military base land lease payments have played in restructuring the area. This reconfiguration is closely interrelated with Japan-US relations, income from military leases, and the regional movement. This is, therefore, also the history of the women rooted in the area.

Keywords: Okinawa, military bases, the rental income for the military land use, local community, women's movement

* Joint Researcher, Institute for Study of Humanities and Social Sciences, Doshisha University

